

(裏)

知立市住民票の写し等の本人通知制度登録(変更・廃止)届出書について

- 1、この届出書は、知立市本人通知制度に登録された方に係る登録内容に変更があったとき、又は登録を廃止しようとするときに使用するものです。
- 2、この届出書を提出しようとする方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により届出をすることができます。
- 3、郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による届出は、次のいずれかに該当する場合にはすることができます。
 - (1) 登録された方が疾病その他やむを得ない理由等により直接、届出をすることができないとき
 - (2) 登録された方が他の市区町村に居住しているとき
- 4、郵便等により届出をするときは、この届出書に必要事項を記載のうえ、本人であることが証明できる書類(住民基本台帳カード、個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等)の写しを同封してください。
- 5、この届出書により登録の内容を変更しても、登録期間は延長されません。
- 6、この届出書により登録を廃止した場合において、届出日の前日までに知立市住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を発送すべき事案があるときは、届出日以後であっても通知書を送付します。